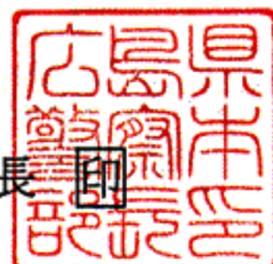


## 行政文書部分開示決定通知書

福東警警務第1190号  
平成21年9月1日

広島県警察本部 長 印



平成21年8月20日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県情報公開条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

行政文書の件名	福山駅前広場整備に伴う埋蔵文化財の発掘の際の拾得物の届出等に係る ○ 埋蔵物控書 ○ 埋蔵物預り書平成19年6月12日付け 受理番号1298号 ○ 埋蔵物の発見について(届け)平成19年6月7日付け 福山市埋蔵文化財発掘調査団 ○ 埋蔵文化財提出書 平成19年6月13日付け 福東警会第69号 ○ 埋蔵物の文化財認定について 平成19年6月21日付け 福教文第11号の3 福山市教育委員会教育長 ○ 埋蔵物件控書 ○ 埋蔵物件預り書 平成21年5月1日付け 受理番号568号 ○ 埋蔵物の発見について(届け)平成21年3月31日付け 福山市埋蔵文化財発掘調査団 ○ 埋蔵文化財提出書 平成21年5月1日付け 福東警会第86号 ○ 埋蔵物の文化財認定について 平成21年5月13日付け 福教文第15号の3 福山市教育委員会教育長
部分開示の日時	平成21年9月8日 9時以後
部分開示の場所	福山東警察署 警務課
開示しない部分及びその理由	警察職員のうち警部補(同相当職)以下の職にある者の氏名及び印影は、公にすることにより特定の個人が識別され又はされ得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書きに該当しない。 (広島県情報公開条例第10条第2号に該当)
担当部署	福山東警察署会計課 電話(084)927-0110 内線230
備考	写しの交付に要する費用 12枚 120円を交付と引き換えに納付してください。

## 注意事項

- 1 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 4 また、この処分があったことを知った日(広島県公安委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県公安委員会となります)。
- 5 行政文書の開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。

No. 00062



地域課  
幹部

拾得物 控書

広島県福山東警察署  
受理番号 1298

平成 年 月 日 交番等受理 ※  
平成 19 年 6 月 12 日 警察署(会計課)受理

取扱者 主事  
職氏名

発見

日時 平成 19 年 6 月 6 日 時 分 ころ

場所 市区町村コード ※

福山市三之丸町135-5

住 氏名 福山市東桜町3-5  
福山市埋蔵文化財発掘調査団  
団長 高垣 宗滋  
連絡先 自宅 ( )  
勤務先 ( )

物	現金	番号	種類	総額	10000円	5000円	2000円	1000円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	
			通貨	円											
			旧通貨等	円											

件	品	記名1	記名2	記名3		
		番号	種類	数量、形状、模様、品質、特徴	※物品コード	点数
			別添のとおり		9500	1

権利放棄の申告等  
 1 拾得物に関する一切の権利を放棄します。  
 平成 年 月 日  
 福山東警察署長 殿  
 氏名  
 2 遺失物法第9条の規定により権利喪失  
 3 遺失物法第8条第3項の規定により所有権を取得せず

一輪等  
 防犯登録  
 車体番号  
 車両番号  
 メーカー・色  
 備考  
 該当あり 警察署 遺失第 号

拾得者の氏名等の教示 可 否  
 拾得物受領期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

盗品等照会 月 日 該当 有 無 回答者

決裁者 返 上記物件を受領しました。平成 年 月 日  
 住所 〒  
 還 氏名 自宅 ( )  
 勤務先 ( )

システム登録確認 返還・引渡し入力 確認印

No 00062

拾得物預り書

広島県福山東警察署  
受理番号 1298号

平成 年 月 日 交番等受理

取扱者

主事

平成 19年 6月 12日 警察署(会計課)受理

職氏名



発見

日時 平成 19年 6月 6日 時 分 ころ

住所

〒 福山市東椋町3-5  
福山市埋蔵文化財発掘調査団  
団長 高垣 宗滋  
自宅( )  
勤務先( )

市区町村コード ※

ふりがな氏名

福山市三之丸町135-5

連絡先

現金	番号	種類	総額	10000円	5000円	2000円	1000円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
		通貨	円										
		旧通貨等	円										

物品	記名1	記名2	記名3	
	番号	種類	数量、形状、模様、品質、特徴	点数
		別添のとおり		1

権利放棄の申告等	1 拾得物に関する一切の権利を放棄します。 平成 年 月 日 福山東警察署長 殿 氏名	二輪等	防犯登録 車両番号	車体番号 メーカー 色
	2 遺失物法第9条の規定により権利喪失 3 遺失物法第8条第3項の規定により所有権を取得せず	備考		

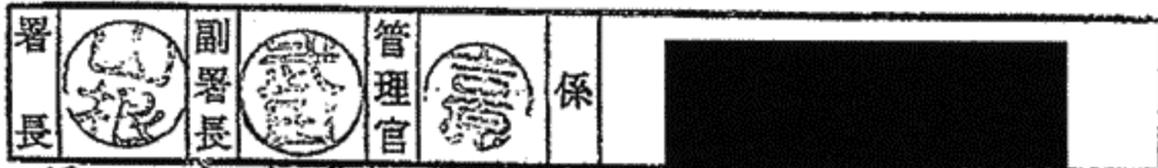
拾得者の氏名等の教示 可 否

拾得物受領期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

上記の物件を預かりました。  
平成 年 月 日 広島県福山東警察署長

上記の物件を受領しました。 住所  
平成 年 月 日 氏名

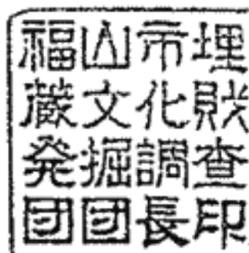




2007年(平成19年)6月7日

次のおり埋蔵物発見の届出がありました  
列紙のおり埋蔵物文化財提出書を作成し  
提出してもよろしいかどうか  
福山東警察署長様

発見者住所 福山市東桜町3番5号  
名前等 福山市埋蔵文化財発掘調査団  
団長 高垣宗滋



埋蔵物の発見について (届け)

埋蔵物を発見しましたので、次のおり届け出ます。

1. 物件の名称 (種別), 数量  
陶磁器片, 瓦, ガラス製品, 木製品, 金属製品 等.....コンテナ (27%) 40箱
2. 発見者の住所, 氏名  
福山市東桜町3番5号  
福山市埋蔵文化財発掘調査団 団長 高垣宗滋
3. 発見した土地又は家屋等の所有者の住所, 氏名  
岡山市駅前二丁目1番7号  
西日本旅客鉄道株式会社 執行役員岡山支社長 丸山俊
4. 発見の年月日時  
2007年(平成19年)6月6日
5. 発見の場所  
福山市三之丸町135-3
6. 発見の原因  
福山城跡(外堀)の発掘調査
7. 発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日
8. 備考

6/13 送付済

福東警会第 69 号

平成 19 年 6 月 13 日

福山市教育委員会様

福山東警察署長

印

### 埋蔵文化財提出書

次の物件は文化財に該当すると認められるので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 101 条の規定により、現品を添えて提出します。

物件の名称 (種別)	陶磁器片, 瓦, ガラス製品, 木製品, 金属製品 等	数量	コンテナ (27 ㍻) 40 箱
発見者の住所、職業、 氏名及び生年月日	福山市東桜町 3 番 5 号 福山市埋蔵文化財発掘調査団 団長 高垣宗滋	年	月 日生
発見した土地又は 家屋等の所有者の住 所、職業、氏名及び 生年月日	岡山市駅前二丁目 1 番 7 号 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員岡山支社長 丸山 俊		
発見の年月日時	平成 19 年 6 月 6 日		
発見の場所	福山市三之丸町 135-3		
発見の原因	福山城跡(外堀)の発掘調査		
発見した土地又は 家屋等の所有権を取 得した年月日	平成 年 月 日		
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。



署長 山根 副署長 菅 管理官 高 係 [Redacted]

6/13 提出の埋蔵物が文化財と認定  
されました。

福教文第11号の3  
2007年(平成19年)6月21日

福山東警察署長様

福山市教育委員会教育長  
(社会教育部 文化課)



埋蔵物の文化財認定について (通知)



2007年(平成19年)6月13日付け、福東警会第69号で提出された次の埋蔵物に  
ついては、鑑査の結果文化財と認定しました。

埋蔵物の 名称及び数量	陶磁器片, 瓦, ガラス製品, 木製品, 金属製品 等 .....コンテナ (27%) 40箱
発見者	福山市東桜町3番5号 福山市埋蔵文化財発掘調査団 団長 高垣宗滋
土地所有者	岡山市駅前二丁目1番7号 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員岡山支社長 丸山 俊
発見年月日	2007年(平成19年)6月6日
発見の場所	福山市三之丸町135-3 (福山城跡)

決裁者  
一



地域課幹部

埋拾得物件控書

№ 00046

有権 棄権 失権 無権

広島県 福山東 警察署 受理番号 568

受理日時 平成21年5月1日 午前・~~後~~ 時6分

本署 会計課 交番・駐在所  
取扱者氏名

発見日時 平成20年12月15日 午前・後 時 分 ころ (別添のとおり) 下にて拾得

発見者住所・氏名 住所 福山市東桜町3-5  
ふりがな  
氏名 福山市埋蔵文化財発掘調査団長  
電話番号その他の連絡先 (084)921-2111

施設占有者住所・氏名 住所又は所在地 別添のとおり  
電話番号その他の連絡先 ( ) -

物	現金	内 訳										現金のみ								
		億	千	百	十	万	千	百	十	円	1万円札 枚		5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚
件 品																				
			種 類		記 名		特 徴 等 (形状・模様・品質等)										点 数			
	1		別添のとおり																	
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6																			
	7																			
	8																			
9																				
10																				

権利放棄の申告 上記物件に関する一切の権利・報労金を受ける権利・所有権を取得する権利を放棄します。  
拾得者又は施設占有者 氏名又は名称

氏名等告知の同意 警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに同意します。  
拾得者又は施設占有者 氏名又は名称

施設内における拾得者に係る権利の有無等 物件に関する権利 有 無  
氏名等告知の同意 有 無

通 報 件 他の警察本部長に通報する貴重な物件に該当

拾得者の物件引取期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

返 還  
引渡し  
帰属  
市教委に提出

平成21年5月18日

現金の中に、旧通貨等 ( ) 円を含む。  
※金額の内訳 ( )

盗品等照会結果 該当あり 該当なし 確認日: 月 日 (回答者 照会不能)

該当する遺失届 あり ( 警察署 遺失受理番号 )  
なし

その他参考事項

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 □印のある欄については、該当の□内に√印を付すこと。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 埋 拾 得 物 件 預 り 書

No. 00046

有権 棄権 失権 無権

広島県 福山東 警察署

受理番号

568

受理日時 平成21年5月1日 午前・~~後~~ 時6分

本署 会計課 交番・駐在所

取扱者氏名

発見  
拾得  
日時  
場所

平成21年12月15日 午前・後 時 分 ころ (別添のとおり)

にて拾得

発見  
拾得者  
住所・氏名

住所 福山市東桜町3-5

電話番号その他の連絡先

(084)921-2111

ふりがな

氏名 福山市埋蔵文化財発掘調査団長

( ) -

施設占有者  
住所・氏名

住所又は所在地

ふりがな

別添のとおり

電話番号その他の連絡先

( ) -

氏名又は名称

( ) -

物 品	現 金	内 訳										現金のみ													
		億	千	百	十	万	千	百	十	円	1万円札 枚		5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚				

権利放棄の申告 上記物件に関する一切の権利・報労金を受ける権利・所有権を取得する権利を放棄します。  
拾得者又は施設占有者 氏名又は名称

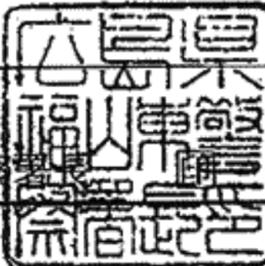
氏名等告知の同意 警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに同意します。  
拾得者又は施設占有者 氏名又は名称

施設内における拾得者に係る権利の有無等 物件に関する権利 有 無  
氏名等告知の同意 有 無

拾得者の物件引取期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで  
受領確認 上記の物件を受領しました。平成 年 月 日  
住所又は所在地 電話番号その他の連絡先  
氏名又は名称

備考 現金の中に、旧通貨等 ( ) 円を含む。  
※金額の内訳 ( )

上記の物件を預かりました。平成 年 月 日  
殿 広島県 福山東 警察署



あなたが提出された物件のうち、( )は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。

注 この預り書は、あなたが上記物件について所有権を取得し、その物件を受け取る場合、受領確認欄に住所若しくは所在地を記載し、並びに氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名して警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考 1 印のある欄については、該当の内に√印を付すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

提出

福山東警察署長様

発見者住所 福山市東桜町3番5号

名前等 福山市埋蔵文化財発掘調査団

団長 高垣宗滋



埋蔵物の発見について(届け)



埋蔵物を発見しましたので、次のとおり届け出ます。

1. 物件の名称(種別), 数量

陶磁器片, 瓦, ガラス製品, 木製品, 金属製品 等……………コンテナ (27%)  
230箱

2. 発見者の住所, 氏名

福山市東桜町3番5号

福山市埋蔵文化財発掘調査団 団長 高垣宗滋

3. 発見した土地又は家屋等の所有者の住所, 氏名

岡山市駅前二丁目1番7号

西日本旅客鉄道株式会社 執行役員岡山支社長 丸山俊

福山市東桜町3番5号

福山市 福山市長 羽田 皓

4. 発見の年月日時

2008年(平成20年)12月15日

5. 発見の場所

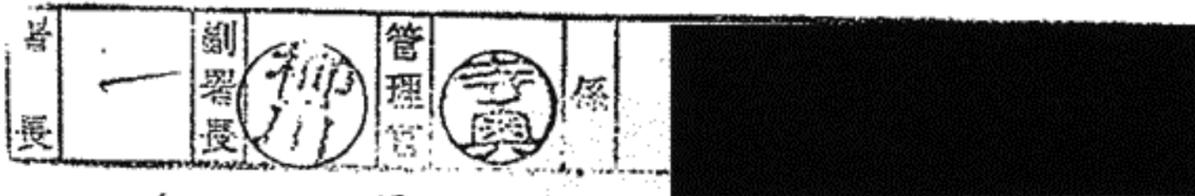
福山市三之丸町135-1, 135-2, 135-3, 136

6. 発見の原因

福山城跡の発掘調査(福山駅前広場整備工事(地下送迎場)に係る2次発掘調査)

7. 発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日

8. 備考



次のとおり提出してよろしいですか。

福東警会第 86 号  
平成21年 5月 / 日

福山市教育委員会 様

広島県福山東 警察署長 印

### 埋蔵文化財提出書

次の物件は文化財に該当すると認められるので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により、現品を添えて提出します。

- 1 物件の名称(種別)  
陶磁器片, 瓦, ガラス製品, 木製品, 金属製品等 コンテナ (27㍑) 230箱
- 2 発見者の住所及び氏名  
福山市東桜町3番5号  
福山市埋蔵文化財発掘調査団 団長 高垣宗滋
- 3 発見した土地又は家屋等の所有者の住所及び氏名  
岡山市駅前2丁目1番7号  
西日本旅客鉄道株式会社 執行役員岡山支店長 丸山俊  
福山市東桜町3番5号  
福山市 福山市長 羽田皓
- 4 発見の年月日時  
2008年(平成20年)12月15日
- 5 発見の場所  
福山市三之丸町135-1, 135-2, 135-3, 136
- 6 発見の原因  
福山城跡の発掘調査(福山駅前広場整備工事(地下送迎場)に係る2次発掘調査)
- 7 発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日
- 8 備考



署長	—	副署長		管理官		係	
----	---	-----	--	-----	--	---	--

拾得568の埋蔵物について次のとおり認定されました。

福教文第15号の3  
2009年(平成21年)5月13日

福山東警察署長 様

福山市教育委員会教育長  
(社会教育部 文化課)



埋蔵物の文化財認定について (通知)

2009年(平成21年)5月1日付け、福東警会第8.6号で提出された次の埋蔵物については、文化財保護法第102条の規定により鑑査の結果文化財と認定しました。

埋蔵物の名称 及び数量	陶磁器片・瓦・ガラス製品・木製品・ コンテナ230箱(270入)
発見者	福山市東桜町3-5 福山市埋蔵文埋蔵文化財発掘調査団 団長 高垣 宗滋
土地所有者	岡山市駅前2丁目1番7号 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員岡山支店長 丸山俊 福山市東桜町3番5号 福山市長 羽田皓
発見年月日	2008年(平成20年)12月15日
発見の場所	福山市三之丸町135-1, 135-2, 135-3, 136

